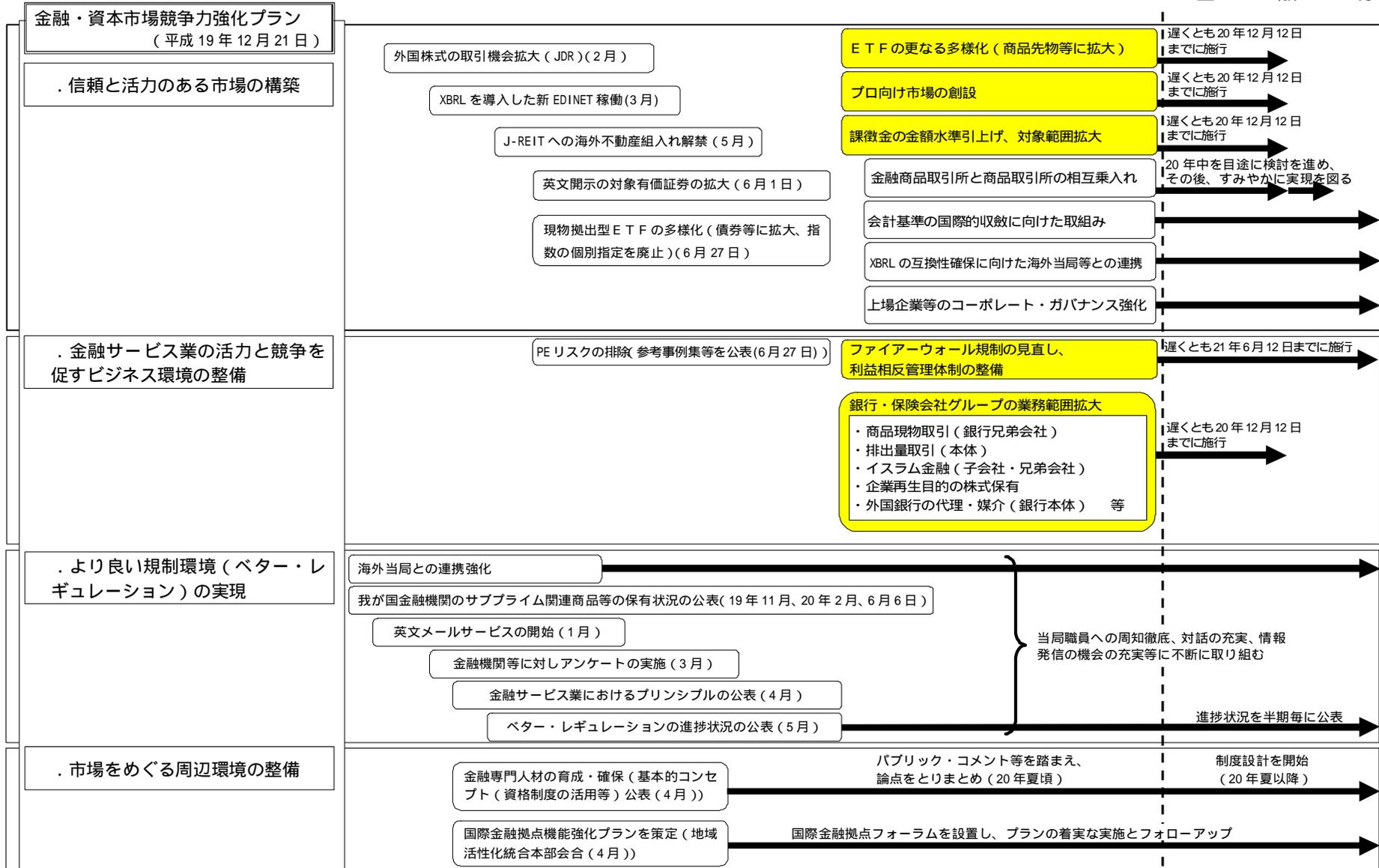


上場会社等のコーポレート・ガバナンスのあり方について

平成 2 0 年 1 0 月 2 1 日
金 融 庁

市場強化プランの進捗

平成 20 年 6 月 27 日
金 融 庁



(注) 網掛けされた項目は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(20 年 6 月 13 日公布) に盛り込まれているもの。

金融・資本市場競争力強化プラン（抄）

．信頼と活力のある市場の構築

2．市場の公正性・透明性の確保

(4) コーポレート・ガバナンスの強化

内外の投資者が安心して取引できる市場を構築するためには、資金調達者自らがガバナンスの向上や内部統制の整備を通じて投資者に対する説明責任を果たすとともに、市場を開設する取引所は上場企業のガバナンス水準を向上させるための取組みを進めることが重要である。

取引所におけるコーポレート・ガバナンス強化への取組み

東京証券取引所の上場制度整備懇談会において検討されている企業行動規範の拡充等、取引所におけるコーポレート・ガバナンス強化に向けての取組みを引き続き推進する。

上場企業等のガバナンス強化についての検討

資本市場における企業のガバナンスを強化することを目的とした法制の整備のあり方等について、幅広く検討を行う。

1998年 金融システム改革（いわゆる金融ビッグバン）

➡ 貯蓄から投資へ

- 銀行のリスクテイクへの過度の依存 より直接金融に軸足を移した金融システムの構築（市場型間接金融）
- 個人金融資産の過半が現預金 適切な投資機会の提供

コーポレート・ガバナンスの視点で捉えると・・・

- メインバンクによるガバナンス 市場による規律付け
- 株主・投資者（あるいはその委任を受けた会社機関）による監視
- 緊張感ある良質な経営
 - 適切なディスクロージャー、法令等遵守
 - 資本の有効活用、収益の確保
 - 株主・投資家への適切な還元
 - 我が国経済全体の成長 の実現
 - 国民の豊かさ

コーポレート・ガバナンスをめぐるこれまでの取組み

東京証券取引所

上場会社コーポレート・ガバナンス原則の公表（H16.3）
機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの提供（H17.12）
上場会社によるコーポレート・ガバナンス報告書の提出（H18.3）
東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書の作成（H19.3）
上場制度総合整備プログラム2007の公表（H19.4）
企業行動規範の策定（H19.11）
自主規制法人の設立による自主規制機能の強化（H19.11） 等
今後、東証上場制度整備懇談会において、上場会社のコーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備等につき検討の予定

金融庁

金融商品取引法上のディスクロージャー制度の充実・強化
内部統制報告制度の導入
監査人による不正・違法行為発見時の通報義務
公開買付制度の見直し
金融庁・証券取引等監視委員会による市場監視の実効性向上 等

コーポレート・ガバナンスをめぐる最近の指摘

ガバナンス機構をめぐる指摘

- ・ 社外取締役の数が少なく（東証上場会社一社当たり平均0.81人。58%の会社が社外取締役を選任せず）、かつ、その独立性が低い（親会社や関連会社の出身者や大株主企業の取締役等）
- ・ 従来型の監査役制度が有効に機能しておらず、委員会設置会社への移行数も少ない（東証上場会社の2.5%）
- ・ 社長と取締役会議長の兼務が大半（東証上場会社の80.6%）
- ・ 会計監査人の選任・監査報酬の決定に関する監査役の関与が会社法上、同意権のみ

現実の資本政策等をめぐる指摘

- ・ 大規模な第三者割当増資や株式併合を用いたキャッシュアウト、MSCB等の発行
- ・ 資本調達等に係る不適切な開示事例
- ・ ROE改善等の発想に乏しい企業行動
- ・ 買収防衛策や株式の持合い復活、経営方針に係る説得的な説明の不存在
- ・ 企業集団におけるガバナンスの歪み

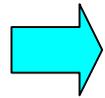
その他の指摘

- ・ 機関投資家等による議決権行使が不透明
- ・ 企業買収や外資等に対する否定的な見方の存在

論 点

コーポレート・ガバナンスの何が問題とされているのか

市場・企業行動において何が起きているのか



確立されるべき原則・規範にはどういったものがあるか

原則・規範の確立はどのように図られるべきか

- 取引所の役割
- 開示等を通じた規律付け
- 株主・投資者を通じた規律付け 等

その他の論点

- ガバナンス機構のあり方
- 議決権行使、機関投資家の受託者責任のあり方
- 法制のあり方 等